

税理士の業務と 社会福祉法人への対応について

日本税理士会連合会
公益活動対策部

平成28年5月17日

全国の税理士会、支部

日本税理士会連合会

税理士会 (15 単位会)	北海道税理士会	15支部	494 支部
	東北税理士会	50支部	
	関東信越税理士会	62支部	
	東京税理士会	48支部	
	千葉県税理士会	14支部	
	東京地方税理士会	20支部	
	北陸税理士会	15支部	
	名古屋税理士会	17支部	
	東海税理士会	31支部	
	近畿税理士会	83支部	
	中国税理士会	46支部	
	四国税理士会	24支部	
	九州北部税理士会	27支部	
	南九州税理士会	36支部	
	沖縄税理士会	6支部	



各行政機関に
対応するため、
国税局に対して
15の税理士会が、
税務署に対して
494の支部が全国に
存在している。

税理士登録者・税理士法人届出数(平成27年2月末現在)

税理士会	登録者数	税理士法人届出数	
		主たる事務所	従たる事務所
東京	21,915	1,005	331
東京地方	4,783	191	103
千葉県	2,503	81	61
関東信越	7,310	339	175
近畿	14,395	524	227
北海道	1,861	128	80
東北	2,491	104	79
名古屋	4,462	230	120
東海	4,323	189	107
北陸	1,391	89	38
中国	3,035	106	57
四国	1,569	65	39
九州北部	3,134	115	89
南九州	2,068	80	38
沖縄	381	18	16
計	75,621	3,264	1,560

(日本税理士連合会HPより)

税理士の使命、業務

	使命	業務
税理士法	<p>(税理士の使命)</p> <p>第1条 税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。</p>	<p>(税理士の業務)</p> <p>第2条①税務代理、税務書類の作成、税務相談 ②財務書類の作成、会計帳簿の記帳代行 その他財務に関する事務 ③補佐人業務</p>



- ・ 税理士は、我が国唯一の「税務に関する専門家」
 (申告納税制度の維持発展、国家財政の基盤を確保するうえで極めて重要な制度)
- ・ 併せて「会計の専門家」でもあり、社会からの期待・要請は拡大傾向



- ・ 税理士の主な顧問先は中小企業・小規模企業であり、経営者の7割は顧問税理士等を経営問題の相談相手と考えている(中企庁アンケート)。
- ・ 相談内容は税務及び会計の分野に限定せず、経営上のあらゆる問題から家庭問題まで、よろず相談窓口、他士業への橋渡しにもなっている。



日税連、税理士会は、「税の専門家」及び「会計の専門家」としての業務だけでなく、税理士の持つ職能を生かした公益的な業務についても、その期待・要請に応えるため平成13年に公益的業務対策特別委員会(平成19年に公益活動対策部へ改組)を設置している。

具体的には、地方公共団体の外部監査人、監査委員、登録政治資金監査人、NPO法人の経理アドバイザー、地方自治体の審理員や第三者機関の委員など多方面において職能を活かして活躍する税理士を支援している。

日本税理士会連合会会則

(公益活動に関する施策)

第67条の3 本会は、税理士の使命及び職責にかんがみ、本会が必要と認めた公益に資する活動（以下「公益活動」という。）に携わる税理士の支援に関する施策を実施することができる。

2 公益活動の施策に関し必要な事項は、常務理事会で定める。



日本税理士会連合会公益活動に関する規程

(公益活動)

第2条 前条に規定する公益活動は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 地方公共団体及び非営利法人の外部監査制度に関する事項
- (2) 地方公共団体監査委員制度に関する事項
- (3) 地方独立行政法人監事制度に関する事項
- (4) 登録政治資金監査人制度に関する事項
- (5) 成年後見制度に関する事項
- (6) 非営利法人に関する事項（第1号に掲げる事項を除く。）
- (7) 裁判外紛争解決手続（民事調停、家事調停を含む。）に関する事項
- (8) 総合法律支援制度に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、税理士の職能を活用した業務に関する事項

特定非営利活動法人(NPO法人)に関する取組み

○研修会の実施

平成16年度よりNPO法人の総合的理解の習得を目的に実施

年度	講義内容	講師	受講者数
平成23	改正NPO法に関する勉強会 (日税連公益活動対策部内の勉強会)	内閣府大臣官房市民活動促進課長 野村 裕	-
平成24	NPO法人担当者研修 「認定NPO法人制度の概要と実務」	特定非営利活動法人 NPO支援の税理士ネットワーク 理事長・税理士 豊岡 正弘	73
平成25	NPO法人担当者研修① 「認定NPO法人制度の概要及び実務」	特定非営利活動法人 NPO支援の税理士ネットワーク 理事長・税理士 豊岡 正弘	54
	NPO法人担当者研修② 「NPO法人の会計の実務」	公益活動対策部 川口副部長	
平成26	①非営利活動法人(NPO法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、社会福祉法人等)の会計制度、情報開示制度の概要	公認会計士・税理士 中田 ちず子	66
	②NPO法人を取り巻く状況と税理士に求められるNPO法人支援	特定非営利活動法人 日本ファンドレイジング協会 代表理事 鵜尾 雅隆	
	③最近のNPO法人の会計制度、情報開示制度の動向について(NPO法人の会計税務の基礎知識)	税理士・認定NPO法人NPO会計 税務専門家ネットワーク理事長 脇坂 誠也	
平成27	NPO法人を取り巻く状況と税理士に求められるNPO法人支援	税理士 田中義幸	61
合計(平成16年度～27年度)			594

○テキストの作成

NPO法人には事業や財務内容に関する適正な運用と検証、情報公開による透明性の確保が求められており、税理士が専門的知識を活用してその支援ができるようテキストを作成

『税理士のためのNPO法人テキスト』

—目次—

第1章 NPO法人と税理士のかかわり

第2章 NPO法人の設立・運営

第3章 NPO法人の会計

第4章 NPO法人の税務

第5章 NPO法人に対する税理士会の取組み

①税理士に対するNPO法人制度等の周知策

- ・ 研修会や会報での情報共有

②税務・会計に関するアドバイス施策

- ・ NPO法人から税務・会計に関する相談会等の講師依頼があった場合、会員を推薦・紹介

地方公共団体の外部監査人・監査委員への取り組み

○平成9年 地方自治法改正の概要

地方公共団体の監査機能の専門性、独立性を強化し、地方公共団体の監査に対する住民の信頼を高めるため、平成9年の地方自治法改正により外部監査制度が導入され、税理士が、外部監査人の資格者として定められた。

○平成26年 外部監査人等就任者数

外部監査人就任数	補助者就任数	監査委員就任数
9	22	168

○研修会の実施

平成9年度より研修を実施し、平成22年度より基礎研修・実務研修の階層的な研修を実施

I 地方公共団体監査制度基礎研修

外部監査人及び監査委員就任を希望する税理士が、地方自治法、地方公共団体の財務と会計(公会計)等の基礎となる事項を理解することを目的に実施。

テキスト

- 『地方公共団体の監査制度<基礎編>』
地方自治制度や地方自治法における監査制度及び財政健全化法に関する内容を掲載
- 『地方公共団体の監査制度<基礎編>参考資料』
基礎編テキストを補完するために詳細資料を掲載

II 地方公共団体監査制度実務研修

税理士が外部監査人・監査委員に選任された場合、又は、実際にその業務に従事する際に、支障なくその任務を遂行しうる人材を育成すること及び地方公共団体等からの就任要請に応えることを目的に実施。

平成27年度 科目	講師	受講者数	
監査論	柳田 清治 (横浜商科大学名誉教授)	118	
監査委員監査研修	小関 勇 (日本大学商学部教授)		
外部監査研修			
公営企業会計実務	蒲生武志 (税理士・公認会計士)		
公営企業監査			
財政援助団体等監査	米田 正巳 (税理士・公認会計士)		
財政健全化法監査			
包括外部監査の実務	倉成磨(税理士)		
包括外部監査の実務	守屋 和徳		
監査委員監査の実務	小野寺 高		
監査委員監査の実務	岡田克也 (協同組合総合技術士連合)		
監査委員監査の実務	岩崎久市 (税理士)		
	合計 (平成22年度～27年度)		1,057

一般企業に対する税理士の業務における実施例

事務処理体制の向上に対する支援の例	税理士の業務における実施例【一般企業】
<p>○法人が作成する計算書類等の会計基準との整合性の点検及び改善支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業の会計に関する指針の適用に関するチェックリストの活用 ・中小企業の会計に関する基本要領の適用に関するチェックリストの活用 ・会計参与制度を導入し、中小企業向け監査制度に対応 ・法人が制定した経理規程との整合性の確認
<p>○経理体制の現状把握、効率化等改善に対する支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・経理・人事関係の責任体制の整備に対する支援 ・売掛金管理・買掛金管理の体制整備に対する支援 ・月次決算体制による支援 ・各種の経営指標に基づき抽出した課題の改善支援
<p>○会計帳簿の記載、証憑書類の整理方法等に係る現状把握、効率化等改善に対する支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現金・預金関係の記帳指導・相談 ・領収書の支払手段別の整理・保存の指導・相談 ・請求書の保存と売掛帳・買掛帳の記帳指導・相談 ・伝票関係・雇用関係書類の整備・指導 (旅費精算伝票、扶養控除申告書等)
<p>○会計ソフトの設定、入力科目等の設定、入力マニュアルの提示等パソコン会計の導入支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自計化支援(会社の規模や能力に応じて対応) 経理ソフト、給与ソフト、販売管理ソフトの導入・操作指導 ・会計ソフトベンダーと連携した支援 ・電子帳簿システムの導入支援

一般企業に対する税理士の業務における実施例

内部統制の向上に対する支援の例

法人全般の統制

- 例) ガバナンス体制(理事会、評議員会、監事等)、各種規程・業務手順の整備、職務分掌体制、予算実績分析体制等に対する支援

経営管理上の課題を改善するため、各種規程・業務手順の整備、予算実績分析の体制等、内部統制の向上等の相談に応じる。

各種事業の統制

- 例) 購買管理、固定資産管理、資金管理、人件費管理、収益管理、在庫管理等の各業務におけるリスクに対応した適切な手続きに対する支援

企業の要請や必要に応じて販売管理、固定資産管理、資金管理、人件費管理、在庫管理などの管理プロセスの改善の支援を行う。

決算の統制

- 例) 決算・財務報告に関する規程の整備、決算業務体制、伝票承認や決算整理業務の分掌体制、計算書類等の確定作業等に対する支援

決算・財務(記帳業務、決算業務など)は税理士の本来業務であり、税務・会計の専門家として決算の確定等に関する決算事務などの体制確立等のための支援を行う。

税理士の業務における実施例【一般企業】

日税連・税理士会としての対応

○社会福祉法改正の周知

日税連及び税理士会の会報・ホームページを通じ、会員に対して法律改正について周知を図る。

○研修の実施

改正社会福祉法の概要や社会福祉法人会計基準に関する研修を実施し、税理士が円滑に業務を遂行できるよう知識の向上を図る。

○研修履修者リストのホームページ掲載

改正社会福祉法の概要や社会福祉法人会計基準に関する研修を履修した税理士を税理士会のホームページに掲載し、推薦・紹介する体制を整える。

○サポート体制の整備

公益活動専用のホームページ「パブリックサークル」において税理士からの質疑に対応、社会福祉法人の業務・会計に即したチェックリスト等を作成し、そのツールを基に指導を行うことが考えられる。

経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明化の向上等を図るには、数多くの社会福祉法人が税理士を活用し、きめ細かなアドバイスや相談を受けることのできる経理体制を整備することが望ましい。

税理士の顧問契約の形態と社会福祉法人への関与

税理士は、中小企業等と顧問契約を締結し、あらゆるサポートを日常業務として対応しているが、その契約形態は企業規模や企業のニーズにより様々である。

主な顧問契約の形態

- ①包括的関与
毎月訪問して業務改善に資する相談・指導を行うほか、決算及び申告業務を行う。
- ②決算、申告及び税務相談
決算業務、税務申告及び税務相談を行う。定期的に関与することが多い。
- ③決算及び申告
決算業務及び税務申告を行う。決算申告時期のみに関与することが多い。

社会福祉法人への関与

人数・規模がある程度充足している社会福祉法人への関与については、上記①の包括的関与による顧問契約を締結し、あらゆる面において総合的にサポートすることが効果的と考えられる。

一方、人数・規模が極めて小さい場合には、法人が主体となって自主点検チェックシートに類するツールを活用するなど内部統制の向上に努めるとともに、透明性のある財務体制の構築に努めることが必要である。その際に、法人の人数・規模に応じて税理士からアドバイスを受けることが可能な体制を整備することが考えられる。